

工事契約手続きの改正等について

1 「最低制限価格制度」への移行

実施内容	実施目的
<p>予定価格1,000万円以上の工事契約において現在試行中の「低入札価格調査制度」に代わり、「最低制限価格制度」へ移行します。</p>	<p>現在は「低入札価格調査制度」を試行していますが、最近の建設投資の落ち込みによる建設業界をとりまく厳しい環境と、経済・社会情勢の変化にかんがみ、「最低制限価格制度」へ移行することにより、公共工事の適正な施工を確保します。</p>

2 「現場説明会」の廃止及び「指名業者の事前公表」の中止

実施内、容	実施目的
<p>予定価格130万円以上の工事契約において、入札前に指名業者を一堂に集めて、設計図書等の配布・説明を行う「現場説明会」を廃止し、設計図書等については、指名業者への個別配布による方法に改めます。</p> <p>また同時に、入札前に「指名業者の事前公表」を実施していましたが、これを中止し、入札後の公表のみに改めます。</p>	<p>談合の温床となる可能性の高い手続きを廃止又は中止することにより、談合の起こりにくい環境を整備し、より公正な競争を促進します。</p>

併せて、談合情報があった場合に、適切に対応するための事務手続きについても整備します。

3実施時期

いずれも、平成15年10月1日